

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟原告団

●原告団長 中島孝 原告団事務局長 服部浩幸
●原告団は、2013年3月11日の第一次提訴に先立ち、同月3日に、約800名の原告で結成され、現在は約4000名となっております。福島県の全市町村のほか、宮城、山形、栃木、茨城に事故時にお住いの方が原告です。属性も農業、事業者、会社員、主婦、年金生活者、教員、漁業関係者など実に様々です。

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故被害弁護士

連絡先 安田法律事務所 TEL.024-534-0009
代々木総合法律事務所 TEL.03-3379-6770

●弁護士は、2011年10月30日に結成されました。福島県内はもちろん、宮城、山形、栃木、埼玉、千葉、神奈川、東京、沖縄などの弁護士約100名が結集しています。公害訴訟や原爆症訴訟など、多くの人権課題に取り組んできた弁護士が参加するとともに、若手も多く参加しています。

「NO原発！なりわいネットワーク」事務局

連絡先 〒960-8111 福島県福島市五老内町9-4
オアシスビル2階北

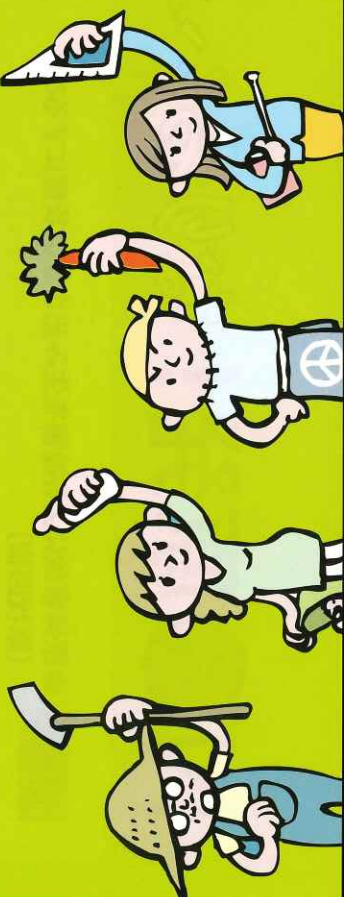
TEL : 024-572-6480 FAX : 024-572-6481

メディア ホームページ <http://www.nariwaishou.jp/>

facebook <https://www.facebook.com/nariwaikaese>

twitter @NARIWAibengodan

※弁護士団だより「みんなして」(毎月発行)や、裁判の様子、イベント情報などを発信しています。

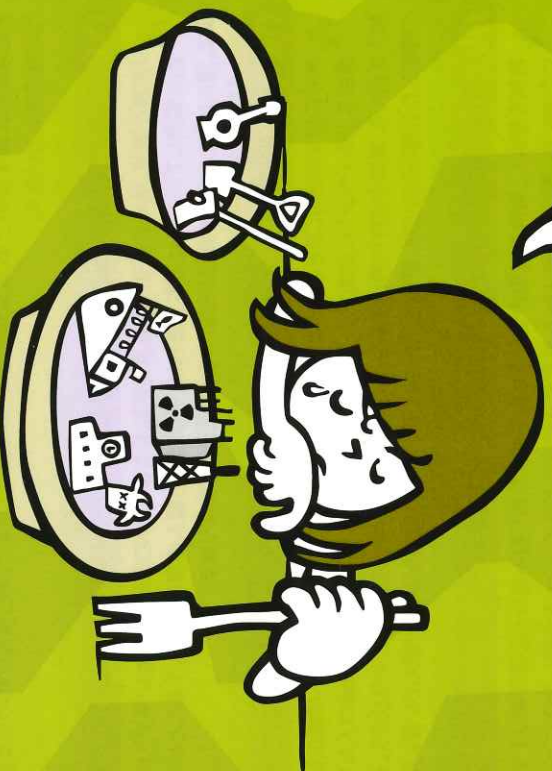


「NO原発！なりわいネットワーク」

への参加のお誘い



生業訴訟の概要について をご紹介します



- 原告** 福島県と隣接県の放射能汚染に曝された住民 (避難した人も含め) が
- 被告** 原発事故に責任を負う国と東電に対し
- 権利** 「放射性物質に汚染されていない環境で生活する権利」を侵害されたことに基づき
- 請求**
- (1) 事故による汚染のない状態に戻せ、
 - (2) それまで毎月の慰謝料を支払え
- と請求する裁判です。

目的

福島原発事故について国と東電の責任を明らかにすることを通じて、

- (1) 原状の回復、
- (2) 住民の健康対策や生活再建など被害者全体の救済、
- (3) 脱原発などを求めています。

